

# 清代外モンゴルのセチェン・ハン部における盟界画定の経緯

—— 牧地紛争に関する公文書を手掛かりに ——

朝魯孟格日勒  
チヨウルモンゲリル

**【要約】** 本稿ではモンゴル国立中央文書館所蔵の公文書史料を用いて、清代外モンゴルのセチェン・ハン部とトシエート・ハン部とが境を接する盟界が画定された経緯を検討した。

その結果、以下の知見が得られた。まず、シレー・ノール会盟が、サイン・ノヤン部の牧地獲得を利しただけに止まらず、セチエン・ハン部の牧地拡張まで誘発してしまったこと、そしてセチェン・ハン部における牧地紛争の隠微い工作の結果、セチエン・ハン部が乾隆四六（一七八一）年の盟界画定の対象地域から外されたということである。次いで、西三盟と同様に、乾隆五五（一七九〇）年にラウインドルジラの王公によって、セチェン・ハン部とトシエート・ハン部との盟界が初めて画定され、両盟間の牧地紛争は収束した。かくして、清代外モンゴル四盟の盟界画定事業は概ねこの乾隆五五年に終了したことが明らかとなった。

史林 一〇〇巻三号 二〇一七年五月

## 序

清朝支配下の外モンゴルは盟旗制度<sup>①</sup>の下で管理されており、その一環として実施されたのが行政単位としての盟や旗の境界画定政策である。康熙三〇（一六九二）年に清朝へ帰属した外モンゴルでは、清朝の対ジューンガル戦争によって牧地の変動が繰り返されていたため、当初各盟や旗の牧地に対する明確な境界画定は事実上不可能であった<sup>②</sup>。例えば、乾隆

元（一七三六）年に乾隆帝は、「何年間か経った後、ジューンガルの事が完全に安定し、全く憂慮する必要がなくなった時期に、状況を観察し、彼ら（外モンゴルの遊牧民）を元の地へ移動させ、……」と定辺左副將軍に命令し、外モンゴルの諸盟、旗を全体的にオルホン川のウグイ湖以東の地域へと大きく移動させた。<sup>③</sup>

その後、こうした情勢は乾隆二〇（一七五五）年のジューンガル滅亡を機に一変し、広範囲にわたる西方への盟、旗の牧地移動・拡大が起こった。しかし、乾隆二三（一七五八）年に定辺左副將軍チエングンジャブの命じた牧地拡張が西二盟に止まったこと、翌乾隆二四（一七五九）年にチエングンジャブが自ら盟長を務めるサイン・ノヤン部の中の多羅貝勒チスレンの旗の旗民を西隣りのジャサグト・ハン部の人々が遊牧していた牧地へ移させたこと、更にはサイン・ノヤン部が乾隆二五（一七六〇）年と乾隆三七（一七七二）年に相次いで、かつてトシエート・ハン部に譲渡した右翼左末旗等三旗の牧地を返還してもらったこと等々からわかるように、この牧地拡張は実際のところ、サイン・ノヤン部のみを利するものであった。その結果、外モンゴル西三盟であるジャサグト・ハン部、サイン・ノヤン部とトシエート・ハン部を中心に、牧地を巡る激しい対立や紛争が頻繁に起こり、外モンゴル地域は混乱に陥った。これらの牧地紛争を収束させるために、乾隆帝は、牧地の境界を画定し、地図を作成して提出させるべきだという兵部侍郎ベチンゲの提案を受け入れて、牧地境界画定の命令を下し、欽差大臣バトラが乾隆四六（一七八二）年に西三盟の盟界を画定して、境界のオボ<sup>④</sup>を設置した。<sup>⑤</sup>これを皮切りに、外モンゴルにおける盟や旗の境界画定作業が本格的に始まったわけである。

従来の研究として、岡洋樹氏<sup>⑦</sup>は、外モンゴルの西三盟の盟界やトシエート・ハン部諸旗の牧地境界が一七世紀末の清朝への服属直後にはなく、実に一世紀を経た後の乾隆四六年になって初めて画定されたということを明らかにした。Ljapunov氏<sup>⑧</sup>は、同様に外モンゴル西三盟の盟界画定問題に触れており、石積みのオボ<sup>⑨</sup>を境界として建て、新たな境界地域を書き込んだ木をオボ<sup>⑩</sup>に差し込んだと論じている。朝魯孟格日勒<sup>⑩</sup>は、外モンゴル中部二盟のサイン・ノヤン部とトシエート・ハン部やトシエート・ハン部内の諸旗に焦点をあてて、牧地紛争の発生や処理過程といった詳細な実態を考

察した結果、従来の研究で強調されてきた乾隆四十六年の盟界画定作業は初期段階における牧地境界の大まかな画定に過ぎず、嘉慶一〇（一八〇五）年のトシエート・ハン部諸旗の境界画定も完全に施行されたとは言い難いことを明らかにした。しかし、如上の研究は、外モンゴル東部のセチェン・ハン部、とりわけセチェン・ハン部とトシエート・ハン部との間の盟界画定過程については触れていない。セチェン・ハン部の盟界画定の時期や状況等を解明することは、外モンゴルにおける盟、旗の牧地境界画定事業の実状を検討する上で、必要不可欠の作業となる。

そこで本稿においては、上記のような先行研究とその内包する問題点に鑑み、モンゴル国立中央文書館所蔵の公文書史料<sup>⑩</sup>に基づいて、まず乾隆三七（一七七二）年のシレー・ノール会盟当時のセチェン・ハン部の牧地状況を俯瞰した上で、セチェン・ハン部が乾隆四十六年の盟界画定の対象とならなかった理由を考察する。次いで、西三盟の盟界画定状況と比較検討しながら、セチェン・ハン部とトシエート・ハン部が接する盟界の画定経緯を検証する。このように、外モンゴル四盟の盟界画定事業の実態を解明することによって、清朝の外モンゴルに対する統制強化策をより広い視点から再評価できるはずである。同時に、本来境界の明確でなかった清代外モンゴルの遊牧民社会に、新たに牧地境界が設定されたことを持つ歴史的意義を検討できるであろう。

① 旗とは、モンゴル語で「ジャサグ (ᠵᠢᠰᠠᠭ)」と呼ばれる旗長が管轄する基本的な行政単位である。旗には、旗長をはじめ、協理台吉、管旗章京、梅倫章京（副章京）等の官職が設置され、旗の行政府である印務処を構成した。また、盟とは、複数の旗より構成されたより大きな行政単位であり、外モンゴルの各盟には、盟長、副盟長、副將軍と參贊等の官職が置かれた。更に、外モンゴルでは旧来の組織である部がそのまま盟となったため、結果的に部と盟が同一の行政単位となった。矢野仁一『近代蒙古史研究』弘文堂書房、一九二五年、岡洋樹『清代モンゴル盟旗制度の研究』東方書店、二〇〇七年等参照。なお、

諸盟や旗の具体的な分布状況は、稿末掲載の地図1を参照。

② 岡洋樹「ハルハ・モンゴルにおける清朝の盟旗制支配の成立過程―牧地の問題を中心として―」『史学雑誌』九七（二〇一―三三）、一九八八年、八頁参照。

③ Q. M-10. J. 2. XH. 3. H. 2. 乾隆元（一七三六）年九月二十九日付ハルハ中軍を管理する副將軍の印務を暫時代理した旗長固山貝子アノリからのハルハ左翼軍を管理する副將軍和碩親王チエンゲンジャブ宛咨文。この文書番号は、後述するモンゴル国立中央文書館の所蔵番号である。本稿では以下、文書番号とその年月日、作成者、宛先とを繋げ

て、出典史料を示すこととする。

- ④ Ф. М.-9. Д. 2. ХН. 19а. ХТ. 12а-37б. 乾隆四六（一七八二）年正月一日付トシエート・ハン部盟長、副盟長からのサイン・ノヤン部盟長、副盟長、トシエート・ハン部固山貝子デチンラムビル宛咨文。

⑤ 境界の地には、隣接する各旗がそれぞれ一基のオボーを建てるのが基本的であり、例えば、二旗の境界である場合は、一对のオボーが建てられる。また、六個の石で一つのオボーを建てていたということは当時の公文書より把握できるが、これに関する詳細な内容は稿を改めて論じたい。

- ⑥ 岡氏の前掲注②論文参照。また、このように、実際に現地に行つて西三盟の盟界を画定し、オボーを設置したのがバトであるため、以下「バトらによる盟界画定」、バトらによる牧地境界画定やバトらによる西三盟の境界画定」と表記する。

- ⑦ 岡氏の前掲注②論文。

- ⑧ Гэрэнбулар, Ж. Монголын нутаг дэвсгэр хэл хязгаарын түүх (МЭӨ III-XIX зуун), Урианбатар, 2006, p. 137.

- ⑨ 拙稿「清代外モンゴルのトシエート・ハン部内における牧地紛争処

## 第一章 乾隆三七（一七七二）年のシレー・ノール会盟における牧地画定

そもそも乾隆三七年のシレー・ノール会盟とは、前述の牧地拡張に伴つて外モンゴルで広がった牧地紛争問題を解決するために、定辺左副將軍チエブデンジャブと四盟盟長らの参加のもとで開催された会議である。従来の研究においては、本会議がかえつて牧地拡張を再び引き起こしたと指摘されているもの<sup>⑩</sup>、会議の内情等の詳細な状況は未だ不明である。そこで、本章では本会盟に対する再考を行いつつ、その会議で画定されたセチエン・ハン部の牧地状況等を検討したい。

本会盟の発端はジャサグト・ハン部による牧地問題の告発であった。乾隆三六（一七七二）年に、ジャサグト・ハン部

理—嘉慶一〇（一八〇五）年から同治五（一八六六）年におけるトシエート・ハン旗と左翼後旗との境界画定の経緯—（上・下）『日本モンゴル学会紀要』四四・一九一三七、四五・三九一五三、二〇一四—二〇一五年。同「清代外モンゴルにおけるトシエート・ハン部、サイン・ノヤン部間の牧地紛争処理—乾隆四一（一七七六）年から道光二七（一八四七）年にかけての境界画定の経緯—」『東北アジア研究』一九・二七—五八、二〇一五年。

⑩ 一九二一年以降モンゴル各地に分散する歴史史料等が当時の人民政府によつて中央へ集中・保管され始め、その後設立された当該文書館をはじめとする諸機関に収められるようになった。当該文書館における歴史史料は、一九九一—一九九二年の民主化に伴つて外国人にも自由に公開され始めたため、公文書史料の活用がより期待されつつある。本稿で使用した公文書史料は、乾隆年間（一七三六—一七九五）から同治年間（一八六二—一八七四年）にかけて、主に盟間や盟と旗との間、旗間、及び盟と理藩院や定辺左副將軍、庫倫辦事大臣等々との間で、実際にやり取りされたモンゴル文の公文書であり、筆者自らが当該文書館で調査して発見した新出史料である。

盟長、副盟長は、「……現在、（我がジャサグト・ハン部は）（トルゴードの）スレン王に幾つかの旗の牧地の半分を与えた後、どうしても（旗民が放牧する）広さが確保できない、……東の二盟（サイン・ノヤン部とトシエート・ハン部）がこちらへ拡張して我が失った牧地範囲を考慮し、徐々に（牧地を我が盟へ）割譲していただけないかと思う。……」<sup>③</sup>と定辺左副將軍チエブデンジャブラに訴え始め、当該盟の牧地を巡る問題が表面化した。これを契機にして、定辺左副將軍チエブデンジャブラが、「ジャサグト・ハン、サイン・ノヤン、トシエート・ハン、セチェン・ハンの四盟が協議し、諸旗長（の旗）が更に東北へ移動して、二 سوم程度の牧地を（ジャサグト・ハン部に）譲ってはどうか」と四人の盟長らに提案し、シレー・ノール会盟が開催されることとなった。

ところが、乾隆帝は、庫倫辦事大臣サンザイドルジの上奏に基づいて、下記の命令をチエブデンジャブラに下している。

以前、ジャサグト・ハン（部）の牧地が西部へ拡がった際、トシエート・ハン、サイン・ノヤン、セチェン・ハンの三盟の平民が同様に西北へ（牧地を）各々広げたのであれば、現在彼ら（ジャサグト・ハン部）の旧地を返すため、直ちにかつてチエブデンジャブラが上奏した通りに処理しよう。仮に、以前にジャサグト・ハン（部）の牧地を拡げた際、トシエート・ハンらの三盟が（牧地を）一切西北へ広げなかったのであれば、ジャサグト・ハン（部）の平民に（牧地を新たに）与えてはいけないため、直ちにチエブデンジャブラが上奏した通りに処置することは認めない。<sup>④</sup>

この命令によって、チエブデンジャブラによるそれまでの牧地問題対策は急転せざるを得なかった。結果的に、西方への牧地拡大がなかったセチェン・ハン部はそのまま変動せず、残りの三盟が牧地を相互に返還してジャサグト・ハン部の牧地問題を処理することとなった。<sup>⑤</sup>つまり、セチェン・ハン部はそれまでに西部への牧地拡張がなかったゆえ、当時外モンゴル地域で緊迫化していた牧地紛争に直接巻き込まれず、シレー・ノール会盟でも大きく議論されることがなかったと考

えられる。こうして西三盟間における牧地調整を主な目的として、四盟間の牧地境界が画定された。西三盟の内、サイン・ノヤン部はトシエート・ハン部から牧地を譲り受けたにも関わらず、ジャサグト・ハン部に譲渡すべき範囲の牧地を譲らなかつたため、当該会盟は、結局サイン・ノヤン部を利用するだけの牧地調整となり、当然ジャサグト・ハン部の牧地問題収束には至らなかつた。

同時に、セチェン・ハン部とトシエート・ハン部とが接する境界地域も決定され、稿末の地図2上の小さな楕円で囲んだ北西のヘンテイー [kengfei] 山から南へ、チエチエグト・ノゴ [čecögü nypu]、サンギーン・ダライ [sang-un dalai]、イヘ・ガジャル [yke yajar] のアチト・オラーン [ačitu ulayan]、アボルゴ [aburyu] まじりとなつた。<sup>⑪</sup>これを乾隆二一(一七三七)年時点の境界地域と比較してみると、セチェン・ハン部の西境がより具体的な地名で明示されるようになる等、次第に明確になりつつあつた上、位置的にもやや西へ移された。乾隆三七(一七七二)年の画定地域が乾隆四六(一七八一)年の西三盟間におけるオボー設置の基準になつたのと同様に、今回の境界地域もその後の両盟間の画定地域の土台になつたと考えられる。そして、乾隆三八(一七七三)年にトシエート・ハン部の左翼中旗は、「わが旗の(オラーン)ジャルチャイ [aičai] (という地域) をセチェン・ハン部諸旗の西部境界地域として檔子に書き、……」<sup>⑫</sup>といつた不服を同部盟長らに申し立てている。確かに、乾隆三七年にセチェン・ハン部の牧地境界を画定した四至の地名に関する檔子という文書中に、「セチェン・ハン部の牧地の……南西側は……(オラーン)ジャルチャイ、アボルゴ等の地でトシエート・ハン部の(多羅郡)王チバグジャブの(左翼中)旗と境界を接する」<sup>⑬</sup>と明記されており、左翼中旗の牧地がこの乾隆三七年にセチェン・ハン部に組み込まれてしまつたことは間違いない。こうして、シレー・ノール会盟における牧地決定に付随した両盟間の牧地紛争は、その後の紛争協議の過程でより広範囲に及ぶこととなる。ただ、この時点においてこの問題は深く追及されず、結局双方が境界地域で従来通りに仲良く共に遊牧するということになつた。<sup>⑭</sup>要するに、シレー・ノール会盟は、結果的にセチェン・ハン部の牧地拡張を引き起こし、これがセチェン・ハン部とトシエート・ハン部におけるその後

の牧地紛争の原因となった。それまで西三盟間で繰り広げられてきた牧地拡張が、今度はセチェン・ハン部にも波及したということである。

- ① 岡氏の前掲序注②の論文一八頁参照。
- ② トルゴドの台吉オンハンの第二代目の孫であり、乾隆三六(一七七二)年に清朝に帰属したトルゴド二旗のうちの一旗の旗長、多羅郡王に封じられた。Bojiḡin Mᠤngᠡᠭᠠᠨᠳᠠᠯᠠᠢ, jaḡiy-wur toḡterḡḡᠠᠨ yadryadu mongᠣᠯ qotᠣᠭ ayimᠦ-un wang ḡᠠᠩᠭᠠᠳᠠᠨ ḡᠠᠳᠠᠨ keḡᠠᠯᠠᠨ qoriya (degeiti • dᠠᠨᠳᠠᠳᠠ • doorudu), öbᠦᠦ mongᠣᠯ-un arad-un keḡᠠᠯᠠᠨ qoriya, 2006, pp. 220-225.
- ③ Ф. М.-31, Д. 2, ХН. 45, Н. 9. 乾隆三七(一七七二)年九月一三日付四盟の事務を引き受けて処理するトシエート・ハン部盟長和碩親王チバGRAMビルからのセチェン・ハン部盟長チエブデンジャブ、参贊大臣副將軍多羅郡王テムチヨグ宛咨文。
- ④ トシエート・ハン部が牧地を東北へ移動させる際には、東隣のセチェン・ハン部の牧地が関わってくるため、協議にはセチェン・ハン部も参与している。
- ⑤ 旗の下の行政単位である。ソムは、満洲の八旗制度のニルを真似て創設され、原則として一八歳から六〇歳までの男子たる箭丁一五〇名より編成されていた。
- ⑥ 前掲注③に同じ。
- ⑦ サンザイドルジがシレー・ノール会盟の論議について乾隆帝に報告し、これが外モンゴルの牧地問題に対する乾隆帝の態度に影響を与えるに至った(岡氏の前掲序注②論文参照)。
- ⑧ Ф. М.-31, Д. 2, ХН. 45, Н. 10. 乾隆三七年二月六日付定辺左副將軍多羅郡王チエブデンジャブからのシレー・ノール会盟に行った四盟盟長、副將軍宛咨文。
- ⑨ 同上。
- ⑩ 前掲序注④に同じ。
- ⑪ Ф. М.-31, Д. 2, ХН. 45, Н. 5. 乾隆三七年二月一七日付乾隆三七年にシレー・ノール会盟でセチェン・ハン部の牧地の西境を画定・報告した檔冊。Ф. М.-31, Д. 2, ХН. 45, Н. 6. 乾隆三七年二月一八日付トシエート・ハン部の牧地の東西境を画定した檔子。
- ⑫ 乾隆二(一七三七)年に決定されたセチェン・ハン部の牧地は、南側がチヨヒヤ[kokiy-a]、西側がビチグト[bicigut]、ハラト[haratu] (以上二ヶ所は地図2上に小さな枠円で示す)、北側がオン[onon]、河、東側がソジョホイ[sujiqui]であった(Ф. М.-31, Д. 2, ХН. 54, Н. 26. 乾隆四五(一七八〇)年七月一日付セチェン・ハン部の牧地の檔子)。
- ⑬ 前掲序注⑨中の描稿二〇一五。
- ⑭ Ф. М.-31, Д. 2, ХН. 46, Н. 6. 乾隆三八(一七七三)年正月二日付乾清門行走セチェン・ハン部盟長セチェン・ハンのチエブデンジャブからのトシエート・ハン部と境界を接した同部諸旗旗長宛咨文。
- ⑮ Ф. М.-31, Д. 2, ХН. 45, Н. 4. 本文書は、セチェン・ハン部自らが乾隆三七年画定の当該盟の八方の地を同年二月一七日に記録した檔子である。
- ⑯ 前掲注⑭に同じ。

## 第二章 セチエン・ハン部が乾隆四六（一七八一）年の盟界画定の対象外となった理由

シレー・ノール会盟の影響を受けて、既存の牧地争いはより深刻化・複雑化した。乾隆四一（一七七六）年六月にトシエート・ハン部盟長、副盟長が、「……わが盟から西部の盟に譲与した牧地を返却していただきたい。あるいは、セチエン・ハン部が昔より牧地拡大の際、（牧地を）拡張しなかったため、（拡張しなくてすむぐらい余裕があるのなら）彼らの牧地を少し分けてわが盟の牧地を失ったいくつかの旗長らに（その）牧地を与えてほしい。」と定辺左副將軍らに請うており、再度の牧地調整が必要となってきた。当時、前述したジャサグト・ハン部の牧地問題に、トシエート・ハン部の牧地問題が加わり、先鋭化しつつあった牧地紛争への取り組みは緊急性を増す一方であった。こうした外モンゴルを取り巻く牧地問題の混乱は清朝皇帝にとっても決して看過できぬ出来事であったため、兵部侍郎ベチンゲがその実態調査に派遣され、彼は牧地境界の画定によって紛争収束を図ろうとした。<sup>②</sup>

こうして、清朝政府による各盟間の牧地問題への調査が遂行された際、トシエート・ハン部盟長チエデンドルジは、「われわれの二人の副盟長らが牧地を争った一件はあるものの、（それを）この（ベチンゲによる）調査に入れて報じるべきではない」というセチエン・ハン部盟長チエブデンジャブの提案を受け入れられている。つまり、前述のシレー・ノール会盟で浮上した両盟間の牧地衝突があるにもかかわらず、結局理藩院には報告されなかった。そして、セチエン・ハン部盟長の提案を受け入れて報告しなかったことに関して、「理藩院に報じるなら、我々は処罰を受け、同様な問題を引き起こすに至ること、（我々）兄弟らが顔を赤くしてあれこれ言い争うこと（の愚かしさ）を弟殿（セチエン・ハン部盟長チエブデンジャブ）は理解しているはずである」といったトシエート・ハン部盟長の思惑が示され、彼らが当時牧地問題で免職になった定辺左副將軍らの事例を警戒している様子もうかがえる。こうして、セチエン・ハン部は西三盟とは一線を画し、今回の牧地紛争の調査対象にはならなかったのである。



そこで、兵部侍郎ベチンゲ、欽差大臣バトは、「今回の牧地分配に際しては、四盟に（牧地を）均等に与えるべきであります。ただ、唯一セチェン・ハン部は昔から彼らの牧地を拡張しなかった上、（乾隆）二六（一七六一）年に彼らの牧地に住んでいた（固山）貝子ボンチヨグ、公ダムバイらをトシエート・ハン、サイン・ノヤンの二盟に移住させました。

（その結果）セチェン・ハン部の牧地が極めて大きくなったため、牧地を与えることを議論しないほか、……」と理藩院に報告している。結果的に、セチェン・ハン部はベチンゲらによる牧地分配の対象から除外され、その牧地も変動しなかった。セチェン・ハン部は、建前上牧地や牧地拡張の問題を抱えていなかったというところで、乾隆四六（一七八一）年のバトらによる牧地境界画定から除外されたのである。ここからは、外モンゴルにおける盟旗の牧地境界画定政策というよりも、当時の牧地拡張や牧地紛争の防止、ひいてはモンゴル社会の安定を図ろうとした清朝側の意図が色濃く感じられる。

では、何故それまでセチェン・ハン部は牧地を広げなかったのか。乾隆四六年正月一九日にトシエート・ハン部盟長、副盟長がサイン・ノヤン部盟長、副盟長らに送達した文書中に引用・転送されているベチンゲ、バトの理藩院宛呈文に、「セチェン・ハン部の旗民は、下記の通りに言いました。『我々の牧地は昔よりここに住んできた牧地である。（この牧地で）我々自身が住んでいける。現在、あそこ（西部）へ拡張・移住させても、我々には移る力がない』と言って、移りませんでした<sup>⑦</sup>」と書き記されている。つまり、牧地の不拡張にはセチェン・ハン部の有する広大な牧地と地理状況自体が大きく関係している可能性がある。その牧地の広さには、例えば雍正年間（一七三三—一七三五年）にセチェン・ハン部のバルガ人がフルンボイルへ移ったこと<sup>⑧</sup>や、乾隆二六（一七六一）年にウールド人の固山貝子ボンチヨグ、公ダムバイらがセチェン・ハン部からトシエート・ハン部、サイン・ノヤン部へ移動した<sup>⑨</sup>ことの影響が想定できる。

他方、乾隆四六年の盟界画定作業の中で、西三盟の牧地境界の画定状況を理藩院へ報告するにあたって、セチェン・ハン部とトシエート・ハン部が接する盟界の状況も報告することが必要となった。乾隆四五（一七八〇）年六月二九日のベチンゲらによる牧地図提示の要求に応じて、セチェン・ハン部盟長の印務を臨時に管理する輔国公ゴンボジャブは、シ

レー・ノール会盟時点での牧地境界を報告している。<sup>10)</sup> 結果的に、乾隆四十六年に西三盟の新たな牧地境界と共に、セチェン・ハン部の従来の牧地状況が理藩院へ上呈されたものの、西三盟のような境界地域におけるオボアの設置は実施されなかった。

- ① Φ. M-9, D. 1, XH. 112, XT. 72b-74a. 乾隆四一(一七七六)年六月付トシエート・ハン部副將軍トシエート・ハンかつ盟長チエンドルジ、副盟長參贊スタンアブドルジからの定辺左副將軍、參贊大臣宛呈文。
- ② 岡氏の前掲序注②の論文二二―二三頁。
- ③ Φ. M-31, D. 2, XH. 55, H. 5. 乾隆四五(一七八〇)年三月一日付トシエート・ハン部盟長トシエート・ハン・チエンドルジからのセチェン・ハン部盟長セチェン・ハン・チエブデンジャブ宛咨文。
- ④ Φ. M-9, D. 3, XH. 442, H. 7. 乾隆四五年一〇月二日付トシエート・ハン部盟長トシエート・ハン・チエンドルジ、副盟長多羅郡王チバグジャブからのセチェン・ハン部盟長セチェン・ハン・チエブデンジャブ宛咨文。
- ⑤ これは、乾隆三八(一七七三)年に定辺左副將軍チエブデンジャブが、自らの牧地略奪行為等をサイン・ノヤン部チエウエインドルジによって乾隆帝に告発されて、將軍職から解任されたことを指す(岡洋

- 樹「定辺左副將軍の権限回収問題と」將軍・參贊大臣・盟長・副將軍辦理事務章程」『史観』一一九・一六一―二九、一九八八年参照。
- ⑥ 前掲序注④に同じ。
  - ⑦ 前掲序注④に同じ。
  - ⑧ 柳澤明「新バルガ八旗の設立について―清朝の民族政策と八旗制をめぐる一考察」『史学雑誌』一〇二(三)・三六九―四〇三、一九九三年。
  - ⑨ 前掲序注④に同じ。
  - ⑩ Φ. M-31, D. 2, XH. 64, H. 18. 乾隆四五年六月三〇日付參贊大臣ハルハ南軍を管理する副將軍多羅郡王テムチヨグの印務を暫時代理してセチェン・ハン部盟長セチェン・ハンの盟事務を暫時処理する旗長輔国公ゴンボジャブからのセチェン・ハン部盟長セチェン・ハン、參贊大臣副將軍多羅郡王宛咨文。

### 第三章 東二盟における牧地紛争の展開

上述の乾隆四六(一七八一)年の盟界画定はセチェン・ハン部に直接波及しなかったとはいえ、その影響は決して軽視できないものであった。乾隆四五(一七八〇)年一〇月一四日にトシエート・ハン部盟長チエンドルジが、下記のように盟の諸事務を共に協議し裁いていた同部副將軍に伝達している。

今（トシエート・ハン部副將軍である）貴方のところから、セチェン・ハンと私の二人に同時に伝達したのは以下の通りである。

「二盟の牧地（の地図）をシレー・ノール会盟で画定した通りに書け、と管旗章京ユムジャブに指示した」。しかし、私トシエート・ハン部盟長が）調査してみると、シレー・ノール会盟では我々の盟（トシエート・ハン部）から、ゴビの牧地（の事情）を承知する官員が行かなかった上、彼らの盟（セチェン・ハン部）が書いて報告した通りに、両盟の牧地境界が画定された。……現在兵部侍郎のところから、牧地問題を査問した際、私（チェデンドルジ）がセチェン・ハンに「我々の盟（トシエート・ハン部）の牧地から、あなたの盟（セチェン・ハン部）が少し受け取ったところがあるので、協議しよう」と告げたのに対し、セチェン・ハンは「（これは）大したことではない。後で仲良く協議しよう」と言ったのである。現在、セチェン・ハンが何と言うかわからないため、（副）將軍和碩親王殿のところから管旗章京ユムジャブに通過し、セチェン・ハンと私の二盟の（牧地の）地図を書かせることを一時停止させよう。……この件はまだセチェン・ハンに送達していいないのである。……<sup>①</sup>

前述の乾隆四六（一七八二）年の盟界画定に伴って生じたセチェン・ハン部とトシエート・ハン部による牧地図提出問題こそが、トシエート・ハン部の危機感を募らせるものであった。何故ならば、シレー・ノール会盟における牧地画定に基づいた牧地図提出は、その牧地図通りに両盟間の牧地境界が正式に決定されることを意味しているため、同会盟によって実際に牧地を失ってしまったトシエート・ハン部にとって好ましくないからである。この牧地図提出問題が、両盟間の牧地紛争発生の一きっかけとなった。また、道光二三（一八四三）年の牧地図提出に関する規定も、各地で盟間や旗間における牧地紛争の発生ないし再発を招いており、このケースはある種の必然的な結果であったと考えられる。本来境界の明確でなかった遊牧民社会において、新たな牧地境界を設定することは在地遊牧民による反発や戸惑いを煽り、容易に和解が成り立つものではなかった。

また、両盟間の牧地紛争とは、既述のシレー・ノール会盟におけるセチェン・ハン部の牧地拡張によって浮上した牧地

問題を指しており、西三盟間で広がっていた牧地紛争が結果的に東二盟間にも波及したわけである。後の一〇月二日にトシエート・ハン部盟長チエエンドルジ、副盟長チャバゲジャブは、「現在、この牧地境界（の問題）を再度報告し、牧地を決定する兵部侍郎（ベチンゲ）、（定辺左副）將軍（バト）らに報告することとなれば、かえって我ら兄弟（チエデンドルジとチエブデンジャブ）がお互いに争う裁判になるばかりか、往古来今の良い仲を壊すに至る。貴方のお考えは存じないが、私の考えでは、双方から二人の副盟長を派遣して牧地を調査し、真ん中で（牧地を）分配しあって、両側が盟長印を押した文書を交換すれば、ここで我々の仲良く協議したことを誰が破ろうか」と言つて、セチエン・ハン部盟長チエブデンジャブに至急通達している。ここに至つて、両盟の牧地問題が本格的に協議され始め、従来の境界地域の再画定が協議の主題となつた。このように、バトラによる西三盟の牧地境界画定事業と同時に、セチエン・ハン部とトシエート・ハン部の間でも、その境界地域を巡る交渉が水面下で展開されつつあつた。では、両盟間の盟界はどのように画定されたのか、次章以降でみていこう。

① Φ. M. 10. H. 2. XH. 1018, H. 1. 乾隆四五（一七八〇）年一〇月一四

日付トシエート・ハン部盟長トシエート・ハンのチエエンドルジより

同部副將軍和碩親王子バグドルジ宛咨文。

② 前掲序注⑨中の拙稿。

③ 前掲第二章注④に同じ。

#### 第四章 両盟間における牧地紛争の処理

両盟の間で調整を図ろうとした牧地問題の協議は、乾隆四五（一七八〇）年と同四六（一七八一）年に双方の協理台吉、管旗章京や副盟長らによつて行われた二回の処理を経て、<sup>①</sup>収束の目的が立たなかつた。その焦点は境界地域の再画定であり、従来の牧地を均等に再配分したいというトシエート・ハン部とそれに反対するセチエン・ハン部の主張が大きく食い違つていた。<sup>②</sup>ここでいう両盟間の牧地紛争とは、境界を接する中南部地域の諸旗間、具体的にはトシエート・ハン部の

中旗、左翼右末旗、左翼末旗、左翼中左旗、左翼中旗の計五旗と、セチェン・ハン部の右翼中前旗、右翼中右旗、右翼中旗、中末旗、中末右旗の計五旗との間における紛争のことを指しており、これまでの紛争処理過程で新たに発生したものである。

こうした難航状態の中、乾隆五二（一七八七）年に両盟長は、「今後、盟長らが必ず二、三、四盟で処理する事件に対し、全て誠実に前もって理藩院に報じて、本当に必ず盟会を開催して処理すべき事件であれば、理藩院が指示して、二、三盟で盟会を開いて処理すべきか、四盟皆で盟会を開いて処理すべきかを文書で伝達したのを見て、更に盟会を開催して処理せよ。盟会で処理する必要がない場合、独断での盟会開催は断じてやめよ」という理藩院の規定に則って、自ら審議することの可否を理藩院に問うている<sup>④</sup>。この規定は乾隆四五年制定の「將軍・參贊大臣・盟長・副將軍辦理事務章程」中に定められており、本章程に基づいて牧地問題等の諸事務が理藩院直轄となったため、盟長たちもこれに従ったものと考えられる。両盟長の報告に対して、理藩院は、「彼ら二盟の盟長らが共に必ず（牧地問題を）誠実に審議・処理し、境界地域に標識を建てて、永久に争うに至らないようにせよ」と両盟長に命令を下し、理藩院の管轄下で両盟長による処理が開始された。

そこで、トシエート・ハン部の盟長スンドウドルジとセチェン・ハン部の盟長ゴンチヨグジャブが盟会を開いて協議したところ、係争地であるオラーン・ジャルチャイ、フヘ・デルス [Koke deresi] 等の牧地に対し、トシエート・ハン部の左翼中旗は、「昔から、我々の旗の台吉らの管轄する五〇〇戸の人が遊牧してきた上、以前我らの（多羅郡）王グルシヒの息子、孫ら何人かの遺骨全てをこれらの地に葬りました」と主張した。一方、セチェン・ハン部の右翼中旗は、「我々の旗の旗民は、乾隆三八年（一七七三）から、西側、西南、南部のアチャ・アボルゴ、……オラーン・ジャルチャイ、フヘ・デルス等の地で遊牧してきました」と反論している<sup>⑦</sup>。この係争地はシレー・ノール会盟でセチェン・ハン部へと新たに分配された地域に当たり、トシエート・ハン部への返還が本牧地紛争処理の焦点となった。このような双方の激

しい対立から、セチエン・ハン部盟長も牧地返還に応じようとはしなかった。これに対して、理藩院はスンドウブドルジの提出した地図を外モンゴルの牧地境界図と照合し、トシエート・ハン部側の主張に賛同しながらも、「ただ、この件に関して、スンドウブドルジが報じた一方の主張を直ちに信じて、処理することはできないので、これ（文書）をトシエート・ハン部盟長（固山）貝子スンドウブドルジ、セチエン・ハン部盟長ゴンチヨグジャブラらに傳達し、彼らがこの事件を共に協議して必ず誠実に双方に不利が生じないように考慮し、相互に争わないように終結させよう」と両盟長に命じている。⑧ここから、自らの直接介入や一方的な強制よりも、双方の合意による対処を重んじる理藩院の態度とその処理に対する慎重さがうかがえる。西三盟の牧地紛争をようやく収束させることができた清朝政府にとっては、続く東二盟の牧地紛争も決して軽視できない問題であったに違いない。

こうして、両盟長による再審議が行われることとなり、乾隆五四（二七八九）年に両盟長が当事者である諸旗の旗長や官員と共に牧地状況を実見・調査した。⑨その結果、係争地であるオラーン・ジャルチャイ、フヘ・デルス等の代わりに、トシエート・ハン部左翼中旗が新たな別の牧地をセチエン・ハン部右翼中旗に割譲しようとしたが、セチエン・ハン部盟長はそれに応じなかった。何故双方ともこの牧地にこだわるのかと言うと、乾隆五四年三月二〇日付のトシエート・ハン部盟長から理藩院宛の呈文に、「……オラーン・ジャルチャイ、フヘ・デルス等の地は非常に水が豊かで、牧草が繁茂したよい牧地です。旗民ら皆が（この）牧地に頼って生活しています」と記載されているように、その牧地としての質の高さが争いの大きな要因になっていたに違いない。例えば、トシエート・ハン部南部に位置するトシエート・ハン旗と左翼後旗との間で発生した紛争も、豊かな牧草地を巡るものであった。⑩要するに、ゴビ地帯においては、水草豊かな土地が極めて肝要であったがゆえに、牧地分配を巡る双方の交渉がなかなか進まず、処理も難航していたのである。

① 前掲第二章注⑩、Φ M-9, Ⅱ 1, XH 175, XT 57a-57b 乾隆四五  
（二七八〇）年二月二〇日付トシエート・ハン部盟長トシエート・

ハンのチエエンドルジ、副盟長多羅郡王チバゲジャブからの協理台吉  
チヨムビル、管旗章京ジャエジャブ宛簡文、Φ M-9, Ⅱ 2, XH 19a.

XT. 56a-57a. 乾隆四六（一七八二）年（月日なし）トシエート・ハン部盟長トシエート・ハン・チェェンドルジからのセチェン・ハン部盟長セチェン・ハン・チェェデンジャブ宛咨文、Φ. M-9, D. 2, XH. 19a, XT. 59a-60a. 乾隆四六年二月七日付トシエート・ハン部盟長トシエート・ハンのチェェンドルジからのセチェン・ハン部盟長セチェン・ハン・チェェデンジャブ宛咨文。

② 前掲注①中の文書 Φ. M-9, D. 2, XH. 19a, XT. 59a-60a、Φ. M-9, D. 2, XH. 19a, XT. 51a-53a. 乾隆四六年二月一日付トシエート・ハン部盟長トシエート・ハンのチェェンドルジからの同部副盟長多羅郡王チバグジャブ宛咨文。

③ 諸旗の分布状況は稿末の地図1、地図2を参照。

④ Φ. M-31, D. 2, XH. 68, H. 19. 乾隆五三（一七八八）年（月日なし）トシエート・ハン部盟長固山貝子スンドウブドルジ、セチェン・ハン部盟長和碩親王ゴンチヨグジャブからの理藩院宛呈文。

⑤ 岡氏の前掲第二章注⑤の論文。

⑥ 前掲注④に同じ。

⑦ Φ. M-31, D. 2, XH. 71, H. 4. 乾隆五四（一七八九）年正月二九日付

乾清門行走トシエート・ハン部盟長固山貝子スンドウブドルジ、副盟長頭等台吉バルドルジからのセチェン・ハン部盟長和碩親王ゴンチヨグジャブ、副盟長多羅貝勒チェレンドルジ宛咨文、Φ. M-9, D. 1, XH. 421, XT. 53a-56a. 乾隆五四年春（月日なし）トシエート・ハン部盟長固山貝子スンドウブドルジ、副盟長バルドルジからのセチェン・ハン部盟長和碩親王ゴンチヨグジャブ、副盟長多羅貝勒チェレンドルジ宛咨文。

⑧ 同上。

⑨ Φ. M-9, D. 1, XH. 421, XT. 106a-108a. 乾隆五四（一七八九）年二月二〇日付トシエート・ハン部盟長固山貝子スンドウブドルジ、副盟長頭等台吉バルドルジ、セチェン・ハン部盟長和碩親王ゴンチヨグジャブ、副盟長多羅貝勒チェレンドルジからの理藩院宛呈文。

⑩ Φ. M-9, D. 1, XH. 421, XT. 149a-150b. 乾隆五四年三月二〇日付トシエート・ハン部盟長固山貝子スンドウブドルジからの理藩院宛呈文。

⑪ 同上。

⑫ 前掲序注⑨中の拙稿二〇一四—二〇一五。

## 第五章 ラワンドルジらによる処理と盟界画定

溝が深まる両盟間の牧地紛争処理に対し、乾隆五四（一七八九）年二月一九日に理藩院は、「勅によってラワンドルジ、バジオンを派遣し、（二人が）駅舎で行って（紛争を）精査し、誠実に処理して報告しよう」と両盟長に到達して<sup>①</sup>おり、西三盟の牧地紛争処理と同様に、自らの官員派遣に踏み切った。派遣された人物に注目すると、ラワンドルジは、乾隆五五（一七九〇）年二月五日付のセチェン・ハン部盟長からラワンドルジ、バジオン宛の呈文で「固倫額駙（和碩親王）」と明記されている通り、定辺左副將軍であったチェンゲンジャブの七番目の子に当たるサイン・ノヤン部中左翼末

旗旗長で、かつ乾隆帝の七番目の娘である和静公主が嫁いだ固倫額駙である。もう一人は、「侍衛、モンゴル衙門の侍郎 [asgan-u amban]」である。何故サイン・ノヤン部出身の人物を派遣したのかに関しては、以下の文書が注目に値する。

もし、特別に大臣らを派遣しなければ、処理するのが困難であるため、我々（理藩院の）官員は、正しくは、近さを考慮して、庫倫辦事大臣らに指示して処理させるべきであると思うが、ただフレイの（トシエート・ハン部の）副將軍、（かつ）ハルハの（多羅郡）王エン（エンデンドルジ）<sup>④</sup>、（固山）貝子スン（スンドゥブドルジ）<sup>⑤</sup>が皆トシエート・ハン部の人であるため、捻じ曲げや片鱗は免れない。……<sup>⑥</sup>

ここから、当事者側以外の人物に紛争処理を委ねようとする理藩院の意図がうかがえる。これは、過去の西三盟の牧地紛争において、定辺左副將軍が自らの権力で牧地拡張を図ったこと等、サイン・ノヤン部を利したような一方的な行為の再発を懸念したところが大きいであろう。

他方、既述したように派遣される人物の一人であるラワンドルジは、乾隆二三（一七五八）年の牧地拡張等にかかわる諸問題で失脚した定辺左副將軍チエブデンジャブの甥にあたる人物であったにもかかわらず、紛争処理に起用されたのである。言い換えると、乾隆四五（一七八〇）年制定の「將軍・參贊大臣・盟長・副將軍辦事務章程」を以って、定辺左副將軍の権限回収とその將軍職の官僚化が達成された<sup>⑦</sup>といえ、乾隆帝はその一族を牧地問題処理に重用する等、両者の深い繋がりがなお続いていたことを垣間見ることができよう。

こうして派遣された官員は、如何なる処置で東二盟の牧地紛争収束を図ろうとしたのか。乾隆五五（一七九〇）年一月二四日にトシエート・ハン部盟長固山貝子スンドゥブドルジは、「現在、勅に基づいて（和碩親）王（ラワンドルジ）、侍郎（バジョン）が来て、我らのところにあるいくつかの印文 [temdegü bicü]（に記された牧地）、及び墓、遺骨を葬



つた（牧地）、また目印となる寺のある牧地等を（我らのものであることが）証明された牧地「*barimta-tu yajiar*」として処理し、（セチェン・ハン部副）將軍（多羅）貝勒（*ダゲダンドルジの右翼中旗*）に与えなかった……」<sup>⑨</sup>と当事者の諸旗旗長らに通達している。傍線部の牧地は既述の通り両盟間の係争地、とりわけトシエート・ハン部左翼中旗とセチェン・ハン部右翼中旗間の係争地に当たっており、それが結局トシエート・ハン部に返還されている。これは、以前のシレー・ノール会盟で実行できなかった西三盟間の牧地返還が乾隆四六（一七八一）年の盟界画定によって実行されたのと共通している。

また、トシエート・ハン部中旗、左翼右末旗とセチェン・ハン部右翼中前旗、右翼中右旗、右翼中旗との牧地境界画定状況に関して、下記の文書に注目したい。

私（セチェン・ハン部多羅）貝勒の（右翼中）旗の牧地の北と西側は、バヤン・ハラ「*Bayan qar-a*」、サンギーン・ダライ、タバタイ「*Tabtai*」、タラ・ボラグ「*Tai-a bulay*」、イルレギーン・ウルトゥ・フトウル「*Füüge-yin ülitü köül*」、イハ・ガジャルのアチト・オラーンまで（固山）貝子殿の貴（トシエート・ハン部中）旗、同盟の旗長（頭等）台吉オルジンジャブの（左翼右末）旗と境界を接するようにした……<sup>⑩</sup>

傍線部の二ヶ所はシレー・ノール会盟で決定された境界地域でもあるが、ここでその二ヶ所の間における牧地がより細かく画定されていることが確認できる。これらの牧地は、トシエート・ハン部の中旗、左翼右末旗とセチェン・ハン部の右翼中旗との境界となった上、その中のバヤン・ハラという地が中旗とセチェン・ハン部の右翼中前旗、及び右翼中右旗という三旗の境界となった<sup>⑪</sup>。また、光緒三三（一九〇七）年段階の地図2と照らし合わせてみると、その画定地域は実線で囲んだ地域に相当するが、地図2における実線内の境界線上の丸で示される牧地境界としてのオボーがこの時の文書

中には記述されていないことから、これらのオボーは、おそらく今回の牧地画定以降に生じた中旗と隣接諸旗間の牧地紛争を契機にして、後に設置されたものだと思われる。

オボーが設置されなかった理由を文書から探ってみると、「サンサリン・ジヤラ [sangsar-un jar-a] (の地) について、適切に協議し、境界とすることをやめさせ、(副) 將軍(多羅) 貝勒(ダグダンドルジの右翼中旗) の牧地として」と記載されており、トシエート・ハン部中旗の牧地がセチェン・ハン部右翼中旗に割譲されている。こうした画定に基づくオボーの設置はトシエート・ハン部中旗にとつては決して好ましいことではなく、その設置防止には当該部盟長かつ中旗旗長であるスンドウブドルジの働きかけがあつたのではないかと推測できよう。実は、トシエート・ハン部内のトシエート・ハン旗と左翼後旗との間でも、牧地に対する旗長の決定権に基づいて境界のオボーは設置されていなかった<sup>13)</sup>。加えて、オボー設置や牧地固定に対する盟長、旗長らの持つ不安感や抵抗感が暗に示されたとも見える。例えば、乾隆二七(一七六二)年頃の内モンゴル地域では、牧地紛争の多発は境界としてのオボー標識の設置によるものだと認識されており、オーハン、オンニオド、バーリン、アルホルチン、ウジユムチン等の各地で逆にオボーの撤収が実行されていた<sup>14)</sup>。つまり、境界線の設置が、モンゴル社会における従来の遊牧形態に一定の影響を与えていたことは間違いない。

一方、如上の諸旗以外に、残りの紛争当事者諸旗間における牧地境界の画定状況について、次のような記述がある。

ほかの牧地に関しては、(相互の) 仲を考慮し、イヘ・ガジャル(のアチト・オラーン) からイヘ・バガ・ハトー [yeke baya qatay] を通過し、ボドル [bodor]、ハダン・ホシヨード [qadan qusind] の間、オラーン・トロガイ [ulayan tolayai]、モー・フトウル・オス [muu kotul usu] とアボルゴの北側に、イヘ・チャガン・オボー [yeke cayan oby-a]、シヤラ・ホドグ [sar-a quddy]、ウルグニ・ノロー [örgün-i niryu] からジエレ [jer-e] まで画定して処理しよう<sup>15)</sup>。

残りのトシエート・ハン部の左翼右末旗、左翼末旗、左翼中左旗、左翼中旗とセチェン・ハン部の右翼中旗、中末旗、中末右旗との間においても、前述した牧地画定と同様に、従来のシレー・ノール会盟における画定地域、つまり傍線部の二ヶ所の地域における牧地のより詳細な画定が行われたのである。ただ、画定地域において境界としてのオボを新たに設置したことは、前述した諸旗の牧地画定とは著しく異なる。そのオボの設置状況は、以下の通りである。

最初に、アチト・オラーンのすぐ南に一番目のオボを岩の頂上に双方の二つのオボを建てた。ここから、西側でトシエート・ハン部旗長オルジンジャブの（左翼右末）旗が遊牧する。東側でセチェン・ハン部の（副）將軍（多羅）貝勒ダグダンドルジの（右翼中）旗が遊牧する。また、このオボの東南に二番目のオボをゲン・オス [gin usu] の西、ナラン・ボラグ [narant bulay] の東にあるウンドウル・ハラ・オボ [öngdir qara obuy-a] という（アころ）に、……三番目のオボを……シネ・オス [sine usu] の北の間にある一つのオボに、……四番目のオボを一つの（オラーン）オボに、……五番目のオボをチャガン・オスの西側のモー・チョーギヤン [mnu cugiyän] の西にあるオボに、……六番目のオボをフヘトウ [qöketü] の西南のタラ・ガジャル [tal-a jajar] に、……七番目のオボを……エリゲン [eligen] の西のバガ・チャヒオルト [čakirtu] というオボに、……八番目のオボをアル・ハラ・ジエグ [aru qar-a jeg] の東北端の一つのオボに、……九番目のオボをアル・ハラ・ジエグの東南端の地に、……一〇番目のオボをウブル・ハラジエグの西端の真真中に……一十一番目のオボを一つのタラ・ガジャルに……一二番目のオボを一つのタラのデンジ [dengi] に……一三番目のオボをハトール [qatan] の北の一つのオボに……一四番目のオボをハトールの北側に、……一五番目のオボをハトールの頂に、……一六番目のオボをハトールのウブル・ハシヨーン・オス [öber-e qasiyän usu] に、……一七番目のオボをセルベン [serbeng] の東北のデンジに、……一八番目のオボをナリン・ハラ [narın qara] の東のデンジに、一十九番目のオボをウーディーン・オス [egüde-yin usu] の南側の……ホワ・トロガイ [quwa tolyai] に、……二〇番目のオボをデルスン・オス [dörösün usu] の西のハラ・オボに、……二一番目のオボをデルスン・

オスの南の一つのオボーに、……二二番目のオボーをバガ・ハトーのドムダ・ノロー [dumda nitryu] に、二三番目のオボーを……ケン・オスの西南のホワに、……二四番目のオボーをサイン・オスの西のチャガーン・ホワに、……二五番目のオボーをオラン・ジエグ [ulayan jæg] の西端に、二六番目のオボーを……同チャガーン・ホワに、……二七番目のオボーを……チャガーン・ホワに、……二八番目のオボーをオラン・グープリン・オス [ulayan gübürün usü] の西隣の一つのオボーに、……二九番目のオボーをグープルの東に、……三〇番目のオボーをチャガーン・ホワの南に、……三一番目のオボーを……チャガーン・デンジに、……三二番目のオボーを……タラ・ガジャルに、……三三番目のオボーを……ハラトロガイに、……三四番目のオボーをハマル・オス [qamar usü] の南のハラ・デル [qara del] に、……三五番目のオボーを同ハマル・オスの東南のハラ・オボーに、……三六番目のオボーを……チャガーン・トロガイに、……三七番目のオボーを……ホワ・トロガイに、……三八番目のオボーを……オラン・トロガイに、……三九番目のオボーを……オラン・ホワに、……四〇番目のオボーをオルホ・オボー [olqu oby-a] の南のホワ・ドボに、……四一番目のオボーを……ボル・ホシド [boru qusid] の南のチャガーン・ホワに、……四二番目のオボーをチャガーン・ホワに、……四三番目のオボーをオラン・トロガイの西北のチャガーン・デンジに、……四四番目のオボーをオラン・トロガイの(ホドグ)オスに、……四五番目のオボーを一つのホワ・デンジに、……四六番目のオボーをバヤン・デル [bayan der-e] の南端に、……四七番目のオボーをシヤラ・ゲンゲル [sara genger] の南のチャガーン・ノローに、……四八番目のオボーを……チャガーン・ノローに、……四九番目のオボーをスグジン・オス [segün-yin usü] のバロリン・ホシヨに、五〇番目のオボーをスグジン・オスの東の一つのオラン・デル [ulayan del] に、……五一番目のオボーをモー・フトウル・オスの西(にある)一つ(の)チャガーン・オボーに、……五二番目のオボーをモー・フトウル・オスの東のオラン・トロガイに、……五三番目のオボーを……ホルゴル・オス [quluyur usü] の西北(にある)一つ(の)フヘ・トロガイに、……五四番目のオボーをホルブル・オスの南(にある)一つ(の)フヘ・トロガイに、五五番目のオボーをイヘ・チャガーン・オボーに、五六番目のオボーをチャガーン・チヨロート [kayan çilayutu] の一つのデルに、……五七番目のオボーをハラ・エンゲル [qar-a cenger] のサイン・オスに、……五八番目のオボーを一つのウンドゥル・ハラ・トロガイに、……五九番目のオボーをチャガーン・フトウルに、……六〇番目

のオボーをデルスン・オスニ・ホドグに、……六二番目のオボーをデンジに、……六二番目のオボーをハシヤート [qasıyanu] に、……六三番目のオボーを……ウンドウルに、……六四番目のオボーをアル・オラーンのオスに、六五番目のオボーを一つのオラーン・トロガイに、……六六番目のオボーをニゲン・オラーンのオボーの北端に、……六七番目のオボーをヒイン・オス [ki-yin uss] に、……六八番目のオボーを一つのチャガン・デンジに、……六九番目のオボーをオーシビ・オボー [uusiki oby-a] のウブル・ウジュールに、……七〇番目のオボーを一つのホワ・デンジに、……七一番目のオボーをシャラ・ホドグ [sar-a quddry] の南のホワ・オボーに、……七二番目のオボーをアプタル・オボーの西南のウルゲン・ノローに、……七三番目のオボーをブグルー・オラーン・ホドグ [bügüü ulayan quddry] の西南のホワ・オボーに、七四番目のオボーを同(ブグルー)・オラーン・ホドグの南のオラーン・デルに、七五番目のオボーをオルヒホ・ホドグ [orkıqu quddry] の西南のハラ・トロガイに、七六番目のオボーを一つのハラ・オボーの南端に、七七番目のオボーをジェレ・ハダニ・ノロー [jere qadan-u nıru] に、……<sup>16)</sup>

このように、従来の牧地境界であったイヘ・ガジャルのアチト・オラーンとアボルゴとの二ヶ所の地域に、境界として計七七対のオボーがびっしり建てられている。このオボーの数は、乾隆四六(一七八二)年の西三盟の盟界画定で設置されたジャサグト・ハン部とサイン・ノヤン部との間の二五対のオボーや、サイン・ノヤン部とトシエート・ハン部との間の一二対のオボー<sup>17)</sup>よりはるかに多く、その牧地画定の精密さがうかがえる。この精密さの背景には、西三盟の盟界画定後に盟界の不明確さを巡って再発したトシエート・ハン部とサイン・ノヤン部との間における牧地紛争<sup>18)</sup>があったのかもしれない。また、オボーの位置状況を光緒三三(一九〇七)年の地図2と照合してみると、一番一六九番のオボーについては地図2中のオボー名と上記文書中に傍線で示したオボー設置地とが各々合致している一方で、残りの諸オボーについては両者が一致しない。この相違は、同治四(一八六五)年にトシエート・ハン部左翼中旗とセチェン・ハン部中末右旗がそれまでのオボーを再設置したことに関連している。<sup>19)</sup>

こうして、乾隆四六（一七八一）年における西三盟の盟界画定に続き、九年後の乾隆五五（一七九〇）年に牧地紛争処理を目的として、東二盟の中南部地域の盟界も、それまでの牧地のより詳細な画定とオボールの設置という形で初めて画定されたのである。しかも、この画定は両盟における紛争当事者諸旗間のみに限られており、あくまで牧地紛争処理のためであったことが改めて認識できる。両盟間の北部の未画定境界は、この乾隆五五年時点ではそれまでのヘンティール山とチェエグト・ノゴという二ヶ所のままであったものの、地図②が示すように、後の光緒三三（一九〇七）年までには再分配・画定が行われたことがわかる。例えば、ヘンティール山を巡って生じたトシエート・ハン部右翼左末旗とセチエン・ハ中部中右翼後旗との間における牧地紛争処理のために、同治四（一八六五）年にハラ・ホシティン・バローン・ウンドウル [qar-a qositu-yin barayun öndür]・オボール、グールトウイン・ベルチル [güirtü-yin belçir] のオボール、オノン河の源のオボール、バガ・ヘンティール山のオボールという計四つのオボールが、両盟、旗の牧地境界として最終的に設置されたのである。そのオボールの位置を地図②で確認すると、破線で囲んだ部分に該当する。

① Ф. М.-9, Д. 1, ХН. 455, ХТ. 176a-177b. 乾隆五五（一七九〇）年二月二日付トシエート・ハン部盟長固山貝子スドップドルジ、副盟長ハルトドルジからの理藩院、和碩親王ラフワンドルジ、侍郎バジジョン宛呈文。

② Ф. М.-31, Д. 2, ХН. 74, Н. 14. 乾隆五五年二月五日付セチエン・ハ中部盟長和碩親王ゴンチョグジヤブからの御前行走固倫額駙和碩親王ラフワンドルジ、モンゴル衙門の侍郎バジジョン宛呈文。

③ ウリヤスタイ定辺左副將軍衙門の内部には、軍事衙門やモンゴル衙門等があり、モンゴル衙門は外モンゴルの盟や旗に関する諸事務を担当した。Сономдава, Ц. *Манжийн захиргаанд байсан үеийн ар Монголын засаг захиргааны зохион байгуулалт (1691-1911)*, Улаанбаатар, 1961, p. 31. Буца Найрамдах Монгол Ард Улсын

Шинжлэх Ухааны Академи түүхийн хүрээлэн, Буца Найрамдах Монгол Ард Улсын түүх дэд боть/604-1917, Улаанбаатар, 1968, p. 186参照。

④ 乾隆四八（一七八三）年に庫倫辦事大臣、かつトシエート・ハン部副將軍に任命された。Сономдава, Ц. *Монгол улсын засаг захиргааны зохион байгуулалтын орчуулт, шүүмэлжит (1691-1997)*, Улаанбаатар, 1998, p. 37.

⑤ 当該盟の盟長、参贊であった。包桂芹『清代蒙古官吏传』民族出版社、一九九五年、五一三頁。

⑥ 前掲注①に同じ。

⑦ 岡氏の前掲第二章注⑤の論文。

⑧ 文書中に「temdegei yajal」と記載されており、( )内は墓や寺等

が目印となる牧地を意味している。

⑨ *Φ*・M-9, *Д* 1, *XH* 455, *XT* 117a-117b, 乾隆五五（一七九〇）年正月二四日付トシエート・ハン部盟長固山貝子スンドゥブドルジからの同部左翼中旗旗長多羅郡王ドルジジャブ、左翼右末旗旗長オルジンジャブ、左翼末旗旗長マイタルジヤブ、左翼中左旗旗長アジャラら宛翰文。

⑩ *Φ*・M-9, *Д* 1, *XH* 455, *XT* 118b-123b, 乾隆五五年二月五日付トシエート・ハン部盟長スンドゥブドルジからの固倫額附和碩親王ラワンドルジ、侍郎バジヨン宛呈文。

⑪ 前掲注②と注⑩に同じ。

⑫ *Φ*・M-9, *Д* 1, *XH* 455, *XT* 124a-126b, 乾隆五五年二月三日付トシエート・ハン部盟長固山貝子スンドゥブドルジからのセチェン・ハン部盟長和碩親王ゴンチョグジャブ宛咨文。

⑬ 前掲序注⑨中の拙稿二〇一四—二〇一五。

⑭ *Φ*・M-183, *Д* 2, *XH* 1383, *H* 7, 文書の年月日と作成者、宛先が不明。

⑮ 前掲注⑨に同じ。

⑯ *Φ*・M-9, *Д* 1, *XH* 455, *XT* 89b-101b, 乾隆五五年二月八日付トシエート・ハン部盟長固山貝子スンドゥブドルジからのセチェン・ハン部盟長和碩親王ゴンチョグジャブ宛咨文、*Φ*・M-9, *Д* 1, *XH* 455, *XT* 102a-116b, 乾隆五五年二月九日付トシエート・ハン部盟長固山貝子スンドゥブドルジからの額附和碩親王ラワンドルジ、侍郎バジヨン宛

呈文。

⑰ *Φ*・M-9, *Д* 4, *XH* 243, *H* 2, 乾隆四六（一七八一）年八月一九日付四盟の事務を受け持つて処理するハルハ左翼軍を管理する副將軍和碩親王チバグドルジからの御前行トシエート・ハン部盟長ハルハトシエート・ハンの印務を代理した副盟長多羅郡王チバグジャブ宛咨文。

⑱ 乾隆四六年のバトラによる盟界画定の結果、トシエート・ハン部左翼前旗とサイン・ノヤン部ウールド前旗とのオボーは境界地帯の南北端の二ヶ所のみを設置されており、このような不明確な境界画定状況が後の両旗の牧地紛争の解決を難航させた一因となっていた（前掲序注⑨中の拙稿二〇一五）。

⑲ *Φ*・M-31, *Д* 2, *XH* 2130, *H* 27, 同治四（一八六五）年正月二三日付セチェン・ハン部中末右旗旗長頭等台吉ラプダンドルジの印務を管理した協理台吉ナムジルドルジからの同部盟長の印務を管理した副盟長鎮国公エルデニトグートル宛呈文。

⑳ *Φ*・M-9, *Д* 1, *XH* 2630, *XT* 193b, 同治四年二月四日付トシエート・ハン部右翼左末旗旗長頭等台吉チエレンドルジ、協理台吉からの同部盟長の印務を管理した旗長輔国公殿宛呈文、*Φ*・M-9, *Д* 1, *XH* 2630, *XT* 226b-227a, 同治四年二月一三日付庫倫辦事大臣からのトシエート・ハン部盟長の印務を管理したワンチョグチャグドルスレン宛咨文、*Φ*・M-9, *Д* 1, *XH* 2630, *XT* 255a-255b, 同治四年二月一三日付遣わされたポヤンボルジからのトシエート・ハン部盟長の印務を管理したワンチョグチャグドルスレン宛呈文。

## 結

本稿で得られた知見をまとめると、以下の通りである。

ジューンガル滅亡後の西方への牧地移動・拡張時におけるセチェン・ハン部の牧地不拡張という状況が、当時外モンゴルで広がった牧地紛争から当該盟を切り離す基本的な要因となった。ところが、ジャサグト・ハン部の牧地問題処理のために開催されたシレー・ノール会盟は、サイン・ノヤン部を利するだけの牧地調整に止まらず、結果的にセチェン・ハン部の牧地拡張までも誘発してしまった。この西三盟に続くセチェン・ハン部の牧地拡張は、後の当該盟とトシエート・ハン部との牧地境界問題に決定的な影響を及ぼした。

当初、この東二盟間の牧地拡張や牧地衝突に関する既存の問題は、乾隆四五（一七八〇）年に外モンゴルの牧地問題・紛争の処理を司った兵部侍郎ベチンゲによる調査の際には秘匿された。従って、ジューンガル滅亡時の牧地不拡張という名の下で、セチェン・ハン部は西三盟と一線を画し、乾隆四六（一七八二）年のバトラによる盟界画定作業に組み込まれなかったのである。つまり、セチェン・ハン部における牧地不拡張や牧地問題・紛争の隠ぺいといった状況が、セチェン・ハン部を乾隆四六年の盟界画定の対象地域からの除外へと導いた大きな要因だったと言える。とは言え、西三盟間の盟界画定に伴って、東二盟の盟界の状況も理藩院へ上呈され、これが結果的に後の両盟間の牧地問題・紛争の発生に直結した。実際に、バトラによる西三盟間の盟界画定と同時に、東二盟内部でも盟界画定の交渉は水面下で行われていたことがわかる。

こうしてやや遅れて始まった東二盟間の牧地紛争、盟界画定問題は、当初の乾隆四六年と同四七（一七八二）年の両盟長による官員派遣で処理できなかった結果、乾隆四五年制定の「將軍・參贊大臣・盟長・副將軍辦事務章程」に則って、乾隆五二（一七八七）年に理藩院へ報告された。理藩院の管轄下で再び両盟長による牧地紛争の協議・処理が始まるが、シレー・ノール会盟時にセチェン・ハン部へと取り込まれたトシエート・ハン部の牧地の返還問題が焦点となり、結局解決できなかった。西三盟間における牧地紛争の収束直後に始まった本牧地紛争が、清朝政府にとって決して看過できぬ存在であったためか、直ちに乾隆五四（一七八九）年にサイン・ノヤン部の固倫額駙ラワンドルジと理藩院侍郎バジョン



による処理が開始された。この紛争当事者以外の盟からの人物派遣は、牧地拡張問題の再発に対する清朝皇帝の警戒によると考えられる。また、かつての定辺左副將軍を輩出した家柄を持つラワンドルジの起用からは、清朝皇帝と権限が回収された後の定辺左副將軍を輩出したチェレン一家との深い繋りや後者の政治的影響力を垣間見ることができると推察される。

最終的に、西三盟と同様に、乾隆五五（一七九〇）年に上記二名の人物によつて東二盟間の中南部地域の牧地境界が初めて画定され、両盟間の牧地紛争は収束した。その過程で主としてシレー・ノール会盟時の画定地域が再分配され、より詳細に画定されていくが、結果的にこの時の係争地はトシエート・ハン部へと返還され、トシエート・ハン部中旗とそれに接するセチェン・ハン部右翼中前旗、右翼中右旗、右翼中旗とを除く諸旗間における新たな牧地境界として計七七対のオボが設置された。かくして、従来の研究において明らかにされた西三盟の盟界画定過程に、本稿で考察した東二盟の盟界画定過程を加えることによつて、外モンゴル四盟の盟界画定事業は概ね乾隆五五年にようやく終了したことが明らかとなった。また、東二盟の盟界画定過程は西三盟の盟界画定とほぼ同様の経緯を辿っており、その延長線上に形成されたものだと指摘できる。

ただ、西三盟間においてはすべての牧地が画定されたのに対して、東二盟の盟界画定は紛争当事者諸旗間の境界地域のみに限定されたのである。つまり、この時の盟、旗の境界画定が、主として当時の外モンゴル地域における牧地拡張・移動による牧地紛争の処理・収束のためであったがゆえに、紛争のない北部地域における牧地境界は画定されず、全体としても初期段階における牧地境界画定に止まったに過ぎない。トシエート・ハン部左翼前旗とサイン・ノヤン部ウールド前旗との間の牧地境界が道光二七（一八四七）年になって最終的に画定されたことと、本稿で明らかにした東二盟の盟界画定作業が同治四（一八六五）年まで続いたことを踏まえると、盟旗制度の一環として実施された盟や旗の境界画定事業には実に長い年月がかかっている、清末に差し掛かる頃まで、最終的な境界がなかなか確定できなかったことが証明できると言える。要するに、清朝の安定的支配はそれほど容易には外モンゴルで確立できなかったと考えられる。先行研究でしば

しと言及される「清朝がモンゴル地域における盟や旗の境界画定によって完全なる分割支配を実施していた」という清朝統治における牧地界の画定は、外モンゴル地域では清末の五〇年あまりのことに過ぎず、完全に施行された期間は意外に短かったと考えられる。清朝の外モンゴル地域における統治体制の実状に対する再検討が求められるであろう。

一方、東二盟の盟界画定に見られる当初のオボの不設置は、牧地決定権の一端を有するトシエート・ハン部盟長兼中旗旗長スンドゥドルジの境界決定への不安感によるものだと推定できよう。これは、盟や旗の境界線を明確に画定してしまうという清朝の政策そのものが、広大な面積の草原を臨機応変に移動する必要がある外モンゴルの王公や遊牧民にとって容易に受け入れられるものではなく、そもそもモンゴルの伝統的な遊牧生活に適合しない政策であったという論点<sup>③</sup>に帰結すると考えられる。

① 前掲序注⑨中の拙稿二〇一五。

② 従来の研究においては、「大清帝国が牧農両地域に跨る統一政権として、遊牧民地域に固定した境界線を要求し、遊牧圏に制限を加へたことは、蒙古衰頹の原因の第一に考へられる」（後藤十三雄『蒙古の遊牧社会』生活社、一九四二年、九〇頁）、「この旗界設定による蒙古牧地の分画は、蒙古人を一定の地域にしばりつけて、かれらの全ゆる方面に於ける活動を拘束するものであるから、蒙古人としては、往年のチンギスカンや明代の有名なダヤンカンなどにみるやうな、大蒙古帝国の建設ということは到底不可能なこととなり、それに反比例して

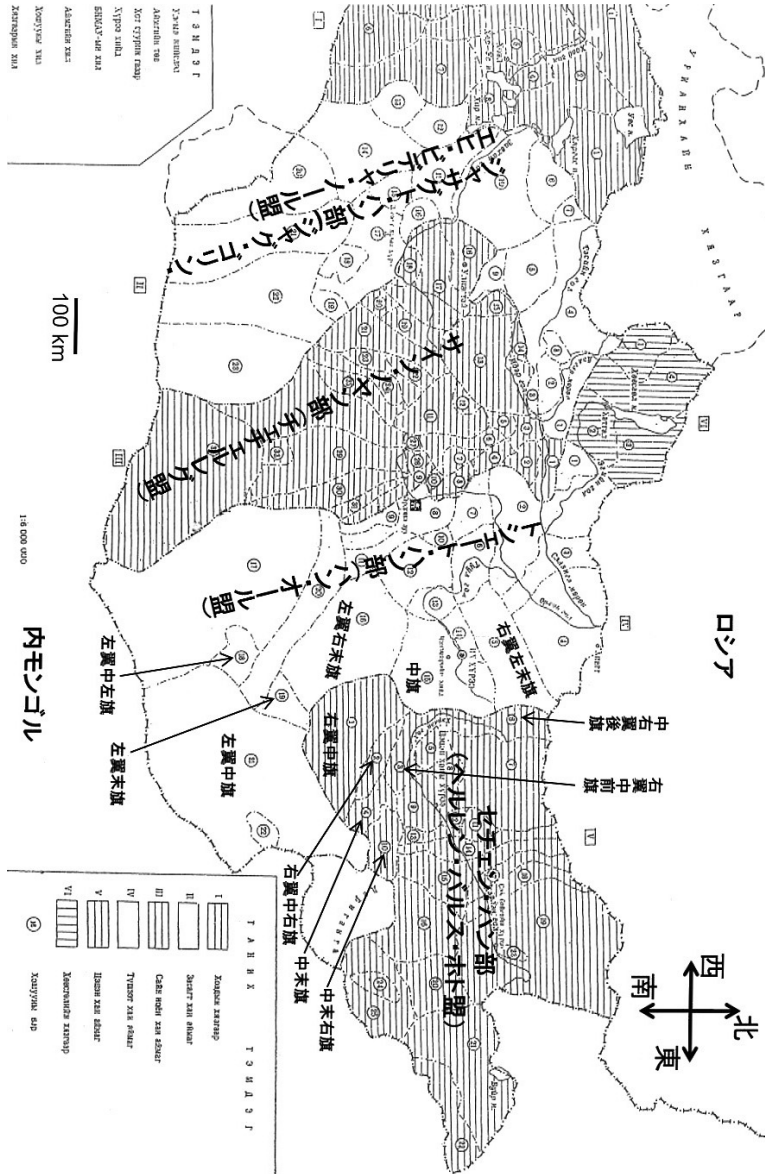
清朝の蒙古に対する主権は、それだけ根強くうち建てられて行つたわけである」（田村実造『清朝の蒙古統治策』異民族の支那統治研究 清朝の辺境統治政策』東亜研究所編、至文堂、一九四四年、二七頁）とか、「清朝の統治体制はモンゴルの勢力を最低限にまで分散させ、彼らを服従させるものであつて、モンゴル地域を盟や旗に細分したところこそその現れであつた」（Chonkhajamba氏前掲第五章注③文献、一九一〇頁）等と指摘されている。

③ 前掲序注⑨中の拙稿。

【付記】 本稿は、二〇一五年度公益財団法人松下幸之助記念財団の助成による研究成果である。関係各位に深く感謝申し上げます。

（神戸大学大学院国際文化学研究科国際文化学研究推進センター研究員）

清代外モンゴルのセチェン・ハン部における盟界画定の経緯 (朝魯孟格日勒)



地図 1

Ринчен, Б. 1979. Монгол ард улсын угсаатны судлал хэлний шинжлэлийн атлас, Улаанбаатар. 第17図より



# The Demarcation Process of the Border of Sečen Qan Ayimaγ in Outer Mongolia during the Qing Period: Based on the Archives of Pasture Conflicts

by

CHOLMONGEREL

In the Qing period, Outer Mongolia was administered under the *Čiyulγan-qosiyu* system or League-banner system, and borders of various *ayimaγ* and *qosiyu* were established, as a part of this system. The task of establishing the borders of *ayimaγ* and *qosiyu* began in earnest in the 46th year of the reign of Qian Long 乾隆 (1781), because the borders of the western three *ayimaγ* of Outer Mongolia, *jasaytu* Qan Ayimaγ, Sayin Noyan Ayimaγ and Tüsiyetü Qan Ayimaγ, were demarcated in this year by Batu. Batu was delegated by the Qian Long Emperor with the mission to settle the pasture conflicts among these three *ayimaγ*, which had occurred with the westward expansion of pastureland in Outer Mongolia after the fall of *jegün γar*, the Dzungars. But, in the case of the eastern two *ayimaγ*, Sečen Qan Ayimaγ and Tüsiyetü Qan Ayimaγ, the demarcation process of the border has not been studied previously, and it is necessary to clarify how the border between this two *ayimaγ* was demarcated in order to fully comprehend the facts of the border demarcation policy in Outer Mongolia.

Because of this situation, this paper examines the demarcation process of the border between Sečen Qan Ayimaγ and Tüsiyetü Qan Ayimaγ, using historical documents preserved in the National Central Archives of Mongolia. Specifically, I first overviewed the pastureland condition of Sečen Qan Ayimaγ at the time of the Sirege nayur Conference, and considered the reason that Sečen Qan Ayimaγ was not the subject of the border demarcation in the 46th year of the Qian Long reign. Secondly, I verified the demarcation process of the border between Sečen Qan Ayimaγ and Tüsiyetü Qan Ayimaγ. The following results were obtained.

Although the Sirege nayur Conference was convened to settle the pastureland problem of *jasaytu* Qan Ayimaγ, the conference incited the pastureland expansion of Sayin Noyan Ayimaγ as well as that of Sečen Qan

Ayimaγ. The pastureland expansion of Sečen Qan Ayimaγ had a decisive effect on the pasture conflict between Sečen Qan Ayimaγ and Tüsiyetü Qan Ayimaγ. But the truth of the pastureland expansion and conflict in the eastern two *ayimaγ* was kept secret from the pastureland survey conducted by Bečingge in the 45th year of the Qian Long reign (1780). Accordingly, under the guise of not expanding pastureland after the fall of jęgün γar, Sečen Qan Ayimaγ was excluded from the border demarcation of *ayimaγ* conducted by Batu in the 46th year of the Qian Long reign. In other words, the hiding of the truth about the pasture expansion and conflicts was a major factor why Sečen Qan Ayimaγ was excluded from the border demarcation of *ayimaγ* in the 46th year of the Qian Long reign.

The pastureland conflict and border demarcation of the eastern two *ayimaγ* were reported to the Lifan Yuan 理藩院 in the 52th year of the Qian Long reign (1787) because these problems had not been successfully settled by the officials delegated by the leaders of the two leagues in the 46th and 47th years of the reign of Qian Long (1781-1782). Finally, the pasture conflict was settled by demarcating the border between the central southern area of the two *ayimaγ* in the 55th year of the Qian Long reign (1790) by Lawangdorji and Bajung, who had been delegated by the Lifan Yuan in the 54th year of the reign of Qian Long (1789). In the demarcation process, the border area that had been demarcated at the Sirege naγur Conference, was redistributed and demarcated again in detail. As a result, the disputed area was returned to Tüsiyetü Qan Ayimaγ, and 77 pairs of *Obuy-a* were set as the border between the banners located in the central southern area of the two *ayimaγ* except for the Central Banner of Tüsiyetü Qan Ayimaγ, Right-central Front Banner, Right-central Right Banner and Right-central Banner of Sečen Qan Ayimaγ. I have thus clarified that the four *ayimaγ* borders in Outer Mongolia were basically demarcated in the 55th year of the reign of Qian Long.